令和元年第4回由利本荘市議会定例会(12月)会議録

令和元年12月17日(火曜日)

議事日程第5号

令和元年12月17日(火曜日)午前10時開議

第 1. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第219号

1 件

- 第 2. 追加提出議案の委員会付託(付託表は別紙のとおり)
- 第 3. 委員長審查報告
- 第 4. 議案第170号 由利本荘市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の制定について
- 第 5. 議案第171号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整備に関する条例案
- 第 6. 議案第175号 由利本荘市CATVセンター条例の一部を改正する条例案
- 第 7. 議案第176号 由利本荘市児童館条例の一部を改正する条例案
- 第 8. 議案第177号 由利本荘市子育て支援センター条例の一部を改正する条例案
- 第 9. 議案第178号 由利本荘市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例案
- 第10. 議案第179号 由利本荘市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案
- 第11.議案第180号 由利本荘市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 第12. 議案第181号 由利本荘市監査委員条例の一部を改正する条例案
- 第13. 議案第182号 由利本荘市総合計画新創造ビジョン後期基本計画の策定について
- 第14. 議案第183号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第15. 議案第184号 由利本荘市道路線の認定について
- 第16. 議案第185号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第17. 議案第186号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第18. 議案第187号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第19. 議案第188号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第20. 議案第189号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第21. 議案第190号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第22. 議案第191号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第23. 議案第192号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第24. 議案第193号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 第25. 議案第194号 訴えの提起について
- 第26. 議案第196号 令和元年度由利本荘市一般会計補正予算 (第13号)
- 第27. 議案第197号 令和元年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算(第1 号)
- 第28. 議案第198号 令和元年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1

号)

- 第29. 議案第200号 令和元年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算(第4号)
- 第30. 議案第202号 令和元年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第4 号)
- 第31. 議案第204号 令和元年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 第32. 議案第206号 令和元年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第6 号)
- 第33. 議案第207号 令和元年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第2 号)
- 第34. 議案第209号 令和元年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第6号)
- 第35. 議案第211号 令和元年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第7号)
- 第36. 議案第213号 由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例案
- 第37. 議案第214号 由利本荘市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正す る条例案
- 第38. 議案第215号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第39. 議案第216号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第40. 議案第217号 令和元年度由利本荘市一般会計補正予算(第14号)
- 第41. 議案第218号 令和元年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第7号)
- 第42. 議案第219号 令和元年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第 3号)
- 第43. 陳情第 10号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書提出に ついての陳情
- 第44. 陳情第 11号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設に関す る意見書提出についての陳情
- 第45. 陳情第 12号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅 な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書提出につい ての陳情
- 第46. 陳情第 13号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提 出についての陳情
- 第47. 陳情第 14号 国の責任で、お金の心配なく、安心して暮らせる社会を実現させるため社会保障制度の拡充を求める意見書提出についての陳 情
- 第48. 陳情第 15号 地方における公立・公的病院の置かれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを国に求める意見書提出についての陳情
- 第49.継続審査について
 - 陳情第 9号 秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳 情
- 第50.継続審査について

陳情第16号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求 める意見書提出についての陳情

本日の会議に付した事件

第1から第50までは議事日程第5号のとおり

第51. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第6号及び委員会発案第7号

2 件

第52.委員会発案第6号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提 出について

第53.委員会発案第7号 地方における公立・公的病院の置かれている医療事情の状況 把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は 行わないことを国に求める意見書の提出について

出席議員(25人)

+2番 出 人 修 1番 阿 部 全 見 善 3番 正 木 岩 藤 今 野 4番 伊 夫 5番 英 元 6番 佐々木 隆 8番 佐々木 茂 9番 浦 晃 10番 高 野 吉孝 11番 佐 藤 之 12番 松 13番 伊 男 小 浩 藤 順 義 司 14番 長 沼 久 利 15番 吉 朋 子 藤 健 田 16番 佐 17番 佐々木 慶 治 18番 渡 部 功 19番 大 関 嘉 貴 信 20番 佐藤 勇 2 1 番 湊 22番 伊 藤 文 治 子 雄 聖 23番 髙 橋 和 2 4 番 高 橋 信 25番 渡 部 三浦 26番 秀 雄

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長 長谷部 市 太津夫 誠 副 長 阿部 \equiv 副 市 長 九 嶋 敏 明 教 育 長 佐々田 亨 総務部 企業管理者 之 藤 原 秀 長 小 川 裕 企画調整部長 市民生活部長 鉄 也 三 森 隆 茂木 健康福祉部長 子 池 田 克 農林水産部長 保 科 政 幸 商工観光部長 中 功 建設部長 畑 須 藤 浩 和 まるごと営業部長 矢島総合支所長 今 野 政 幸 清 水 隆 司 岩城総合支所長 П 民 雄 由利総合支所長 齊 藤 友 治 田 鳥海総合支所長 教 育 次 長 武 公 明 高 橋 進 田 防 長 野 П 元

議会事務局職員出席者

長 鎌 正 廣 次 長 阿部 徹 田

 書
 記
 髙
 橋
 清
 樹
 書
 記
 古
 戸
 利
 幸

 書
 記
 佐々木
 健
 児
 書
 記
 成
 田
 透

午前10時00分 開 議

○議長(三浦秀雄君) おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。 出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第5号をもって進めます。それでは、本日の議事に入ります。

○議長(三浦秀雄君) 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。 この際、議案第219号を上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長(長谷部誠君)登壇】

○市長(長谷部誠君) おはようございます。

それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日追加提出いたします案件は、補正予算1件であります。

議案第219号介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)でありますが、平成28年度の短期入所生活介護自己負担金について還付の必要が生じたことから、一般管理費に1万2,000円を追加し、補正後の予算総額を5,688万6,000円にしようとするものであります。

本案件につきましては、歳入調定額を重複して起票するなど、事務の誤りに起因する ものであり、不適切な処理について深くおわび申し上げます。

今後、改めて事務のチェック体制の再確認、徹底を指示し、再発の防止に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上が、本日追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、 御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(三浦秀雄君) これにて提出議案の説明を終わります。

この際、本日追加提出されました議案第219号に対する質疑の通告は、休憩中に議会 事務局に提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

..........

午前10時03分 再 開

○議長(三浦秀雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第219号に対する質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結 いたします。

○議長(三浦秀雄君) 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、教育民生常任委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

.....

午前11時15分 再 開

○議長(三浦秀雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(三浦秀雄君) 日程第3、これより議案第170号、議案第171号、議案第175号から議案第194号まで、議案第196号から議案第198号まで、議案第200号、議案第202号、議案第204号、議案第206号、議案第207号、議案第209号、議案第211号及び議案第213号から議案第219号までの計39件並びに陳情第9号から陳情第16号までの8件の計47件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。17番佐々木慶治君。

【総務常任委員長(佐々木慶治君)登壇】

○総務常任委員長(佐々木慶治君) おはようございます。

総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除き、条例関係 6 件、計画策定 1 件、補正予算 3 件、陳情 2 件の計12件であります。

初めに、議案第170号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び議案第171号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案でありますが、これらは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が来年4月に施行されることに伴い、本市の臨時職員等について新たに制度化される会計年度任用職員として、適正に任用するために給与等に関する条例を制定し、また、関係条例を一括して整備しようとするものであります。

なお、会計年度任用職員には期末手当が支給されるようになり、本市における令和2年度の所要額は7,400万円ほどを見込んでいるとのことでありますが、こうした各自治体の負担増に対しては、国からの財政支援が予定されているとの報告を受けております。

次に、議案第175号CATVセンター条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、高度BS放送の視聴サービス及び集合住宅向け加入種別を新設し、あわせて利用料等を改正しようとするものであります。

次に、議案第181号監査委員条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、地 方自治法の改正に伴い、関係条文を整理しようとするものであります。 これら4件の条例関係議案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のと おり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第182号総合計画新創造ビジョン後期基本計画の策定についてでありますが、これは、令和2年度から6年度までの5年間の本市の主要施策とその成果指標を登載する当該計画の策定に当たり、議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算3件を御報告申し上げます。

初めに、議案第196号一般会計補正予算(第13号)でありますが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、1款、9款、12款、14款から16款及び18款から20款、歳出では、1款、2款、9款及び12款並びに地方債であります。

まず、歳入でありますが、1款市税では、市民税及び固定資産税の増額と市たばこ税の減額、9款地方特例交付金では、減収補てん特例交付金の増額、12款分担金及び負担金では、子吉財産区議会議員選挙ほか2件の選挙費負担金の減額、14款国庫支出金では、消防施設設備費補助金の減額、15款県支出金では、消防費補助金の増額と県議会議員選挙費委託金の減額、16款財産収入では、土地建物貸付収入の減額、土地・立木・物品の各売払収入の増額、18款繰入金では、各基金からの繰入金の増額、19款繰越金では、前年度繰越金の増額、20款諸収入では、保険収入等の総務雑入の増額と消防雑入の減額であります。

次に、歳出につきましては、各款全般にわたり時間外勤務手当や共済費などの人件費の増額、使用量見込みの増による燃料費や光熱水費の増額のほか、主なものとしては、2款総務費における震災復興特別交付税の国への返還金、来年度以降の事業費平準化を図るための地域雇用創出推進基金の積み立て、RPA、ロボティック・プロセス・オートメーションの本格導入に要する経費、特別会計への繰出金の増額などであります。

また、地方債補正につきましては、道路改良事業、除雪機械整備事業、保健体育施設等整備事業及び公共土木施設災害復旧事業について起債限度額をそれぞれ変更しようとするものであります。

次に、議案第202号情報センター特別会計補正予算(第4号)でありますが、歳入の主なものは、一般会計繰入金、前年度繰越金及び施設等破損賠償費の増額であり、歳出では、人件費、光熱水費、支障移転等の修繕料及び伝送路設備保守管理委託料などの増額で、歳入歳出それぞれ2,348万6,000円を追加し、補正後の予算総額を5億679万円にしようとするものであります。

また、債務負担行為では、高度BS放送対応・周波数変換伝送設備整備事業を追加しようとするものであります。

続いて、議案第217号一般会計補正予算(第14号)でありますが、当常任委員会に審査付託になりました歳入19款繰越金は、歳出に係る一般財源分として、前年度繰越金を78万2,000円増額しようとするものであり、歳出1款議会費は、議長室に掲げる額縁写真の制作に要する経費の増額であります。

以上、御報告申し上げました3件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第213号議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第214号議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案であります。

改正の内容は、議員及び委員長報酬については月額当たり4万3,000円、議長報酬は月額当たり5万1,000円、副議長報酬は月額当たり4万5,000円、特別職報酬等審議会の答申に基づき、令和2年4月1日から引き上げようとするもの、また、政務活動費については月額当たり5,000円、令和3年の改選時から引き上げようとするものであります。

当議会では、去る9月をもって廃止いたしました議会改革特別委員会において、30項目にわたり議会の改革を目指して検討・協議を重ねてまいりました。

この中で、本市の人口減に鑑み、令和3年の改選時からは現在の常任委員会の数を4から3に減じ、定数についても現行の26人から4人減じ22人とすることを確認しております。

また、こうした議論の過程において、現在の全国または県内類似団体との各種データの比較や議員の公的活動日数の状況などを精査し、あわせて議員のなり手不足の解消に資するために、また、議員の政務活動をより充実させるために、議員報酬及び政務活動費について同じく令和3年の改選時から増額すべきと確認してまいりました。

このたびの市当局からの提案は、議員報酬については、令和2年4月1日から引き上げるとの内容でありますが、このことについては、議案の審査において提案の根拠となる特別職報酬等審議会の答申は、現在の報酬額が妥当かどうかを判断してなされるものであり、現時点での類似団体との比較等を踏まえ、額の引き上げが妥当とされたとの説明を受けております。

当委員会では、この審議会の答申は極めて重く、議会として真摯に受けとめるべきで あるとの共通認識のもと、慎重に討議いたしました。

議会改革特別委員会において確認された常任委員会の数、議員定数、議員報酬、政務活動費の改正については、令和3年の改選時から適用するとの当議会の意思は決して揺らぐものではありませんが、まずは、その第一段階として、議員報酬の増額については今定例会で決定すべきとの意見で一致し、議案第213号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

また、議案第214号の政務活動費については、当議会の意思と同じく、令和3年の改選時から適用するとの市当局の提案であり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、議員報酬の引き上げ時期につきましては、今定例会での増額が可決されました ら、次の段階として今後しかるべき時期に、さきに申し上げましたとおり、令和3年の 改選時から適用するとの当議会の意思を市民の皆様に明確にお示しすることが不可欠で あることを当委員会の総意として申し添えます。

最後に、陳情について御報告申し上げます。

初めに、陳情第9号秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情についてでありますが、委員より、住宅地に非常に近いので採択すべき、国防は国の専権事項で地方自治体は口は挟めないと言われてきたが、そうではない。配備されることに

よってどうなるか住民もよくわかってきた。ここで採択すべきとの意見が出された一方、政府が見直しするとの報道もある。もう少し様子を見守りたい。国防に関しては、地方議会はなじまない。国からは再調査の後に報告があるはずなので、それを見てからの審査でも遅くはない。国は当初かたくなだったが、ゼロベースで再調査を行うなど発言も変わってきている。その結果を待ちたいとの継続審査を望む意見があり、これについて採決した結果、賛成多数となり、継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第14号国の責任で、お金の心配なく、安心して暮らせる社会を実現させるため社会保障制度の拡充を求める意見書提出についての陳情でありますが、委員より、皆年金、皆保険という現在の社会保障制度は先行きが不透明になっている。貧困問題もある今の時代にこうした陳情が出されるのは当然で、採択すべきとの意見が出された一方、社会保障制度の拡充は国の責任で行うべきことではあるが、現役世代が減少する中で、財源については受益者にもある程度の負担を求めることも必要との意見もあり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

- ○議長(三浦秀雄君) 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番小松浩一君。 【教育民生常任委員長(小松浩一君)登壇】
- ○教育民生常任委員長(小松浩一君) 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上 げます。

報告いたします案件は、条例関係2件、補正予算6件、指定管理3件、陳情6件の計17件であります。

審査結果につきましては、審査報告書のとおりでありますが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係であります。

議案第176号児童館条例の一部を改正する条例案及び議案第177号子育て支援センター条例の一部を改正する条例案の2件でありますが、これらは、本荘中央児童館の改築に伴い、その名称及び位置を変更し、また、同施設内に新たに本荘子育て支援センターを開設するとともに当該直営事業を整理するため、施行日を令和2年4月1日として、それぞれ条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の 趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第190号から議案第192号までの公の施設の指定管理者の指定についてであります。

議案第190号及び議案第192号の2件では、本年度末で指定管理期間が満了となる由利本荘市文化交流館については、一般社団法人カダーレ文化芸術振興会を、また、同様に本荘公園大手門温水プール遊泳館については、株式会社サンアメニティを指定管理者として指定しようとするものであります。

また、議案第191号では、岩城地域の新鶴潟公園テニスコートを初めとした8施設について、新たに株式会社サンアメニティを指定管理者として指定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の案件につきましては、指定管理者選定委員会の審

議を経て、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4カ年指定することについて 議会の議決を得ようとするものでありますが、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のと おり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算であります。

議案第196号一般会計補正予算(第13号)についてでありますが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、9款、12款から16款、18款、20款及び21款、歳出では、2款から4款及び10款並びに債務負担行為であります。

歳入の主なものでありますが、9款地方特例交付金では、子ども・子育て支援臨時交付金の減額、12款負担金及び分担金では、保育所入所者負担金の減額、13款使用料及び手数料では、廃棄物処理施設使用料の追加であります。

14款国庫支出金及び15款県支出金では、幼保無償化に伴う子どものための教育・保育給付費負担金の追加、16款財産収入では、実績見込みによる鉄、アルミ、古紙などの物品売払収入の減額であります。

18款繰入金では、鳥海山木のおもちゃ美術館基金繰入金の追加、20款諸収入では、過年度分療養給付費返還金の追加、21款市債では、鳥海球場電光掲示板改修工事実施設計委託の事業費確定による保健体育施設等整備事業債の減額であります。

次に歳出の主なものでありますが、事業費の確定や実績見込みによる各事業費の補正のほか、2款総務費では、職員人件費及び臨時職員の賃金改定等に係る補正、3款民生費では、西目幼稚園・西目保育園解体工事実施設計補助金の追加、4款衛生費では、ごみステーション設置費補助金及び緊急風疹抗体検査事業費の追加であります。

10款教育費では、各小中学校、社会教育施設及び体育施設における維持管理・修繕に係る補正のほか、来年度以降に予定されている学校建築等に対応するための学校教育施設整備基金積立金及び小学校教科書改訂に伴う教師用指導書などの備品購入費の追加であります。

債務負担行為では、北部学校給食センターで使用する食缶、食器、調理機材などを購入するため、北部学校給食センター厨房備品購入費について、令和元年度及び令和2年度の期間、限度額7,500万円として追加しようとするものであります。

次に、議案第197号国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、支出見込みによる歳出予算の組み替えを行うものであり、退職被保険者等療養給付費を減額し、一般被保険者療養費及び一般被保険者高額療養費を追加するものであります。

次に、議案第198号後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、郵便料金の支出見込みによる補正であり、歳入では、一般会計繰入金の追加、歳出では、一般管理費及び徴収費の追加であります。

歳入歳出それぞれ50万円を追加し、総額を8億1,442万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第200号診療所運営特別会計補正予算(第4号)についてでありますが、 歳入では、診療収入の減額、一般会計繰入金及び前年度繰越金の追加、歳出では、各診 療所運営費の減額であります。

歳入歳出それぞれ851万2,000円を減額し、総額を2億4,998万7,000円にしようとする

ものであります。

次に、議案第217号一般会計補正予算(第14号)についてでありますが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出10款教育費であります。

これは、人事異動に伴う職員人件費の減額のほか、日産自動車からB&G財団を通じて3年間の無償貸与を受けている電気自動車について、北部学校給食センターなどで公用車として使用するため、その期間の終了にあわせ買い取るための経費を追加しようとするものであります。

次に、本日追加提案されました、議案第219号介護サービス事業特別会計補正予算 (第3号)についてでありますが、東光苑における平成28年度の短期入所生活介護自己 負担金について還付の必要が生じたことによる補正であり、歳入では、前年度繰越金の 追加、歳出では、東光苑一般管理費の追加であります。

歳入歳出それぞれ 1 万2,000円を追加し、総額を5,688万6,000円にしようとするものであります。

この補正に関しては、当局から今後このような事案がないように、財務規則等の諸規 定の再確認及び複数担当者での事務処理を徹底していくとの説明があったものでありま す。

審査の過程において委員からは、担当者一人での事務処理ではミスは起こり得るものであるし、金額の多寡にかかわらず利用者との信頼関係や指定管理者へも影響を及ぼす要素があると考えられるので、複数担当者での事務処理により再発防止に努められたい旨の発言がありましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げました6件の各会計補正予算につきましては、いずれも提案の 趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、陳情について御報告申し上げますが、それぞれ陳情者から提出された資料を 参考とし、また、当局に情報提供を求めるなど慎重に審査したものであります。

陳情第10号医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書提出についての陳 情でありますが、この陳情は、医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の 実態を踏まえ、医師数をOECD平均以上の水準にふやすことについて、国の関係機関 に対し意見書の提出を求めるものでありますが、陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択 すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第11号介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設に関する意見書提出についての陳情でありますが、この陳情は、介護従事者の賃金の底上げを図り、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用地域とした介護従事者の特定最低賃金を新設することについて国の関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。

段階的に賃金は改善されてきており、また、最低賃金においても地域格差のある現状において、全国を適用地域とした特定最低賃金を新設することは考えづらいため不採択とすべき。介護人材の不足は深刻な状況であり、採択とすべきとの討論があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第12号ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処 遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書提出についての陳情でありますが、この 陳情は、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げることなどについて、国の関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。

国に大幅な負担増を求めることは、制度の持続性確保の観点からは困難であるとの意見があったものの陳情の趣旨は理解できるとし、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第13号若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出についての陳情でありますが、この陳情は、マクロ経済スライドの廃止や年金積立金の株式運用をやめることなどについて、国の関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。

マクロ経済スライドは、若年層の過度の負担を軽減する側面があり、また、株式運用も総体的に見ると黒字になっており、不採択とすべき。全世代型社会保障を後退させてきた、税金の使い道が本来の目的になっていないという観点から採択とすべきとの討論があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第15号地方における公立・公的病院の置かれている医療事情の状況把握を 欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを国に求める意見書 提出についての陳情でありますが、この陳情は、医師不足や高齢化の進行、公共交通機 関の衰退など、地方における公立・公的病院の深刻な医療事情の状況把握を欠いたまま 一方的な再編・統合を行わないことについて、国の関係機関に対し意見書の提出を求め るものでありますが、陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第 であります。

最後に、陳情第16号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める 意見書提出についての陳情でありますが、公的補助の必要性は理解できるものの、ガイ ドライン、ルールが必要と考えられ、また、ほかの自治体の状況や市内の難聴者の現状 などについてさらに調査研究する必要があるのではないかとの意見があり、全会一致で 継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上が、付託案件に係る審査の概要でありますが、このほか、今年度、学校空調設備整備事業の対象とならなかった小学校について、当局から、状況に応じて必要性を改めて見きわめながら対応していきたいとの説明を受けましたが、委員から財政的な面も十分に理解しているが、地域も心配しているので可能な限り平等な環境となるように進めていただきたい旨の発言がありましたことを御報告いたします。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

- ○議長(三浦秀雄君) 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。24番高橋信雄君。
 - 【産業経済常任委員長(高橋信雄君)登壇】
- ○産業経済常任委員長(高橋信雄君) 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上 げます。

今定例会において、当委員会に審査付託になりました案件は、初日審査分を除き、条例案1件、指定管理者の指定関係8件及び補正予算案3件の計12件であります。

審査の結果は、審査報告書のとおりでありますが、審査の経過と概要を御報告申し上 げます。 初めに、議案第178号林業研修集会施設条例の一部を改正する条例案並びに議案第193号の公の施設の指定管理者の指定の期間の変更については、鳥海地域の模渕地区林業研修センターを現在の指定管理者である町内会へ譲渡するに当たり、指定管理者の指定期間を短縮し、また、当該施設を用途廃止するため、施行日を令和2年4月1日として、条例の一部を改正しようとするものでありますが、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第185号から議案第189号までの公の施設の指定管理者の指定についてでありますが、このうち議案第185号の八塩いこいの森ほか2施設及び議案第186号の南由利原高原青少年旅行村ほか3施設は、今回新たに、これ以外の議案の各施設については今年度末で指定期間が満了となることにより、選定委員会での審査結果に基づき、株式会社香楽園ほか3法人等を指定管理者として、令和2年4月1日から4カ年指定しようとするものであります。

続いて、議案第215号及び議案第216号も公の施設の指定管理者の指定についてでありますが、これは、今年度末で指定期間が満了となる花立クリーンハイツほか4施設については、株式会社鳥海高原ユースパークに、休養宿泊施設鳥海荘については、株式会社サンアメニティを選定委員会での審査結果に基づき、指定管理者として期間満了日翌日から花立クリーンハイツについては1カ年、鳥海荘については4カ年指定しようとするものであります。

なお、案件審査のまとめの際に委員より、公の施設の指定管理者の指定の更新に当たり、施設の管理運営を目的として設立した会社等が指定され管理してきた施設については、これまでの地域貢献等の実績を評価の基準に加味するなど、今後の選定評価のあり方について研究していただきたい。あわせて、公募により指定管理者が変更となった場合を想定した地域住民及び関係者等への事前説明を行うなど、丁寧な対応も考えていく必要がある旨の発言がありましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げました7件の公の施設の指定管理者の指定につきましては、条例の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算案であります。

議案第196号一般会計補正予算(第13号)において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入15、17、20の各款及び歳出2款、5から7款でありますが、主な内容を御報告申し上げます。

歳入15款県支出金では、多面的機能支払事業市町村推進補助金の追加、17款寄附金では、ふるさとさくら基金費寄附金の追加、20款諸収入では、物件補償費の減額であります。

歳出2款総務費では、ふるさと納税の増加によるふるさとさくら基金積立金の追加、 5款労働費では、職員人件費における共済費の減額、6款農林水産業費では、畜産セン ター等運営費及び日本型直接支払交付金事業費の追加であります。

7款商工費では、各観光施設の光熱水費並びに訪日ツアーによる市内宿泊者の増加見 込みにより、訪日観光推進補助金の追加であります。

次に、議案第207号スキー場運営特別会計補正予算(第2号)は、歳入では、一般会

計からの繰入金の追加、歳出では、矢島スキー場の運営費の追加であり、歳入歳出それぞれ21万3,000円追加し、総額を8,568万6,000円にしようとするものであります。

最後に、議案第217号一般会計補正予算(第14号)において、当委員会が審査いたしましたのは、歳出7款商工費でありますが、首都圏への特産品販売に向け魅力ある商品開発を行う事業者を支援するため、由利本荘ブランド創出支援事業費補助金を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の補正予算は、原案を可決すべきものと決定した次 第であります。

以上が、付託案件に係る審査の概要でありますが、このほか、当局からナイスアリーナの入館状況や松ヶ崎漁港立ち入り禁止柵の破損について及びふるさと納税の実績について報告があり、委員より次の発言がありましたので、御報告いたします。

ナイスアリーナにおいてバドミントンS/Jリーグ由利本荘大会などが行われ、入館者数が20万人を突破したとの報告に関しては、評価するとともに集客へ向けて引き続き努力されたい。

また、松ヶ崎漁港北防波堤の立ち入り禁止柵が破損された旨の報告に関しては、ハタハタ釣りを目的とした防波堤での海に転落する事故も起きていることから、安全対策に留意されたい。

最後に、ふるさと納税のこれまでの実績についての報告では、前年比183%の7,375万801円とのことであり、評価するとともに引き続きPR等工夫し、本市の魅力発信に努めていただきたい。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(三浦秀雄君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。15番吉田朋子さん。

【建設常任委員長(吉田朋子君)登壇】

○建設常任委員長(吉田朋子君) 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。 今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除 き、条例関係2件、補正予算7件及びその他3件の計12件であります。

審査の結果につきましては、報告書のとおりでありますが、経過と概要について御報 告申し上げます。

初めに、条例関係であります。

議案第179号下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案でありますが、下水道事業に地方公営企業法を令和2年度から適用することに伴い、ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例のほか、関係条例を整備しようとするものであります。

続いて、議案第180号上水道事業給水条例の一部を改正する条例案でありますが、下水道事業への地方公営企業法の適用及び水道法の改正等に伴い、指定給水装置工事事業者の更新制導入等を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、その他の案件であります。議案第183号市道路線の廃止について及び議案第184号市道路線の認定についてでありますが、踏切の統廃合により市道路線の見直しを行い、松山・与作線ほか2路線を廃止し、松山与作線ほか3路線を認定しようとするものであります。

次に、議案第194号訴えの提起についてでありますが、市営住宅使用料及び駐車場使用料を長期滞納している松涛団地の契約者を相手方とし、建物及び駐車場の明け渡し並びに滞納した使用料及び損害金の支払いを求める訴えを提起するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、審査の過程において、委員からは滞納の金額については、長期滞納者の生活状況を的確に把握することで多額にならずに済むようにすることが必要ではないかとの発言がありましたことを申し添えます。

次に、各会計の補正予算であります。

議案第196号一般会計補正予算(第13号)で、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14及び21款、歳出では4、6、8及び11款並びに債務負担行為であります。

初めに、歳入では、国の予算内示などにより、14款国庫支出金で、公共土木施設災害復旧費負担金及び清掃費補助金を、21款市債で、道路橋梁債及び公共土木施設災害復旧債をそれぞれ増額するものであります。

歳出では、人事異動及び共済費の改定等に伴い、職員人件費を調整するほか、4款衛生費で、上水道事業補助金の減額及び飲料水供給施設電気料の増額、6款農林水産業費で、集落排水事業特別会計への繰出金の追加であります。

8款土木費2項道路橋梁費では、事業費の確定及び精査に伴う組み替えや草刈り装置 修繕など道路維持事業費の追加が主なもので、5項都市計画費では、下水道事業特別会 計への繰出金の追加であります。

6項住宅費では、本荘及び岩城地域における住宅修繕費及び訴訟業務委託費の追加が 主なもので、11款災害復旧費では、市道軽井沢・羽広・南外線などの災害復旧に要する 費用の追加であります。

また、債務負担行為では、本荘工業団地周辺道路改良事業について、令和元年度から 令和2年度までの期間、限度額2億円として追加しようとするものであります。

次に、議案第204号下水道事業特別会計補正予算(第5号)であります。

歳入では、国庫補助金の決定などにより、国庫支出金及び市債を減額し、負担金及び 繰越金などを追加しようとするものであります。

歳出では、職員人件費を追加するほか、本荘地区事業費の減額、処理施設維持管理費の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ1,167万8,000円を減額し、補正後の予算総額を31億6,787万5,000円にしようとするものであります。

繰越明許費では、公共下水道事業本荘処理区について設定しようとするもので、地方 債補正では、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の起債限度額を減額しよ うとするものであります。

次に、議案第206号集落排水事業特別会計補正予算(第6号)であります。

歳入では、国庫補助金の決定などにより、国庫支出金及び市債などを減額し、繰入金 を追加するものであります。

歳出では、職員人件費を追加するほか、汚泥引抜手数料及び蔵・法内地区処理場における流量調整槽水位計交換に伴う修繕料など処理施設維持管理費の追加、工事の進捗等に伴う工事請負費の減額などが主なもので、歳入歳出それぞれ299万3,000円を追加し、

補正後の予算総額を22億1,268万4,000円にしようとするものであります。

繰越明許費では、農業集落排水事業国道108号矢ノ本工区道路改良に係る下水道管移設事業について設定しようとするもので、地方債補正では、農業集落排水事業及び資本費平準化債の起債限度額を減額しようとするものであります。

次に、議案第209号水道事業会計補正予算(第6号)でありますが、債務負担行為設定のための水道ビジョン等計画策定委託料の減額及び料金システムの改修費の追加が主なものであります。

収益的収入で、水道事業収益の予定額を7万円減額し、総額を27億4,639万3,000円に しようとするものであり、同じく支出では、水道事業費用の予定額を1,000万5,000円減 額し、総額を24億1,585万4,000円にしようとするものであります。

資本的支出では、予定額を50万2,000円追加し、総額を24億2,068万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第211号ガス事業会計補正予算(第7号)でありますが、資本的支出で、 予定額を33万4,000円追加し、総額を12億4,514万8,000円にしようとするものでありま す。

次に、議案第217号一般会計補正予算(第14号)であります。

当委員会に審査付託になりましたのは債務負担行為であり、市道百宅線付替道路事業 について、令和元年度から令和2年度までの期間、限度額2億円として追加しようとす るものであります。

最後に、議案第218号水道事業会計補正予算(第7号)でありますが、子吉川橋添架配水管布設替工事に伴う費用を追加しようとするもので、配水管布設工事の事業予定量を1億6,657万3,000円追加し、14億6,870万円に、資本的支出では予定額を1億6,657万3,000円追加し、総額を25億8,725万9,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました12件の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了と し、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(三浦秀雄君) 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

この際、午後1時15分まで休憩いたします。

午後 0時15分 休 憩

.....

午後 1時15分 再 開

○議長(三浦秀雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと 思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思いま すので、御了承願います。 ○議長(三浦秀雄君) 日程第4、議案第170号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。 採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第170号は、原案のとおり可 決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第5、議案第171号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第171号は、原案のとおり可 決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第6、議案第175号CATVセンター条例の一部を改正する 条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第175号は、原案のとおり可 決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第7、議案第176号児童館条例の一部を改正する条例案及び 日程第8、議案第177号子育で支援センター条例の一部を改正する条例案の2件を一括 議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。 採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第176号及び議案第177号の2 件は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第9、議案第178号林業研修集会施設条例の一部を改正する 条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。 採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第178号は、原案のとおり可 決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第10、議案第179号下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第179号は、原案のとおり可 決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第11、議案第180号上水道事業給水条例の一部を改正する条 例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第180号は、原案のとおり可 決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第12、議案第181号監査委員条例の一部を改正する条例案を 議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第181号は、原案のとおり可 決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第13、議案第182号総合計画新創造ビジョン後期基本計画の 策定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第182号は、原案のとおり可 決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第14、議案第183号市道路線の廃止について及び日程第15、 議案第184号市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第183号及び議案第184号の2 件は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第16、議案第185号公の施設の指定管理者の指定についてから、日程第23、議案第192号公の施設の指定管理者の指定についてまでの8件を一括議題といたします。

教育民生及び産業経済の両常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。 採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第185号から議案第192号までの8件は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第24、議案第193号公の施設の指定管理者の指定の期間の変 更についてを議題といたします。 産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。 採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第193号は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第25、議案第194号訴えの提起についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第194号は、原案のとおり可 決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第26、議案第196号一般会計補正予算(第13号)を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第196号は、原案のとおり可 決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第27、議案第197号国民健康保険特別会計補正予算(第1号)から、日程第29、議案第200号診療所運営特別会計補正予算(第4号)までの3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。 採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第197号、議案第198号及び議 案第200号の3件は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第30、議案第202号情報センター特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。 採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第202号は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第31、議案第204号下水道事業特別会計補正予算(第5号) 及び日程第32、議案第206号集落排水事業特別会計補正予算(第6号)の2件を一括議 題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。 採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第204号及び議案第206号の2 件は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第33、議案第207号スキー場運営特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。 採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第207号は、原案のとおり可 決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第34、議案第209号水道事業会計補正予算(第6号)及び日程第35、議案第211号ガス事業会計補正予算(第7号)の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。 採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第209号及び議案第211号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第36、議案第213号市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例案及び日程第37、議案第214号市議会政務活動費の交 付に関する条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第213号及び議案第214号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第38、議案第215号公の施設の指定管理者の指定について及び、日程第39、議案第216号公の施設の指定管理者の指定についての2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。 採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第215号及び議案第216号の2 件は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第40、議案第217号一般会計補正予算(第14号)を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第217号は、原案のとおり可 決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第41、議案第218号水道事業会計補正予算(第7号)を議題 といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。 採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第218号は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第42、議案第219号介護サービス事業特別会計補正予算(第 3号)を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。 採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって議案第219号は、原案のとおり可 決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第43、陳情第10号医師養成定員を減らす政府方針の見直しを 求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。 採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって陳情第10号は、採択することに決 定いたしました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第44、陳情第11号介護従事者の全国を適用地域とした特定最

低賃金の新設に関する意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。初めに、5番今野英元君。

【5番(今野英元君)登壇】

○5番(今野英元君) 陳情第11号介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設に関する意見書提出についての陳情ですけども、採択すべきとの立場から討論したいと思います。

介護サービスの受給者は、保険制度が始まった2000年では207万人でありましたが、2010年には403万人とほぼ2倍に増加いたしました。

私たちですけども、団塊の世代が全員75歳以上になる2025年問題と言われている2025年には、その人口が2,500万人になると予測され、受給者数がどのくらいになるのか、一説には700万人とも言われています。

介護保険での経費の中心は、介護労働者の賃金であります。介護職の月収がほかの産業に比べて極めて低い水準にあるということは、よく知られている事実であります。

この陳情書でも、2014年の介護施設に働く労働者アンケートでは、全産業労働者の賃金よりも約10万円も低くなっているとしています。2013年のアンケートでは約8万円だったので、さらに賃金の格差が拡大したということになります。

そのために、志を持って就職した若者が、この収入では結婚できない、将来に希望が持てないと転職してしまいます。介護現場の責任者は、業務を遂行するどころではなくて、退職者の穴埋め募集に走り回るようになりました。まさに介護現場の深刻な人手不足であります。

それに対応するための対策として、国が特別に用意したものですけども、2010年から2011年にかけて2年間の時限措置である介護職処遇改善交付金というものをつくりました。介護職員の給与を月平均1万5,000円引き上げるのに必要な金額として、年額で1,900億円を全額国費支給したのであります。

これを財源として本給を引き上げた事業者もいましたけれども、これは2011年で交付金終了ということになりました。交付金を2012年以降も継続をという声が出たのでありますけれども、これはもともと臨時措置であるために、終了時点になって継続を要求するのは筋が違うということになりました。

要するに、根本的に解決するには、この陳情でも述べているように、介護従事者の特定最低賃金の新設しかないと思います。

以上、私の採択すべきとの討論を終わります。

○議長(三浦秀雄君) 次に、11番佐藤義之君の発言を許します。11番佐藤義之君。

【11番(佐藤義之君)登壇】

○11番(佐藤義之君) 会派高志会の佐藤義之です。

私は、陳情第11号介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設に関する意 見書提出についての陳情に対し、教育民生常任委員長報告のとおり不採択とすべきとの 立場から討論いたします。

介護職員の処遇改善については、介護職のために国がつくった介護職員処遇改善加算が、平成21年度に介護職員処遇改善交付金としてスタートしております。

これにより、キャリアパスや職場の改善を行った介護事業者に対し、介護職1人当たり月額1万5,000円相当の給与上乗せ費用支給が開始されております。

また、平成24年度に介護職員処遇改善加算がさらに変更され、国が賄っていた交付金の財源確保が難しくなり、利用者が1割を負担する介護報酬から給与上乗せ費用を賄うこととし、制度名を変更して再スタートしております。

さらに、平成27年度に新加算制度で、加算区分が見直しされ、支給額も月額1万2,000円から2万7,000円相当へと大幅に改善され、平成29年度には、加算拡充で月額1万円アップの最大支給額月額3万7,000円相当への引き上げへ改善されてきました。

このように、介護職員処遇改善加算の内容は、年々パワーアップし、介護職の待遇も 少しずつよくなっております。

さらに、本年10月から新設されました、1,000億円程度の公費を投じて実施される介護職員等特定処遇改善加算制度に伴い、勤続10年以上の介護福祉士を、月額8万円アップか年収440万円以上を1人以上は確保する必要がある等とあります。

介護人材の不足は深刻な状況であり、さらなる介護職員の処遇改善を求め、本陳情を 採択すべきとの意見もあるところですが、介護職員処遇改善や介護職の給料、待遇に関 する制度は、年々改善されてきているところであります。

このように、10年以上の長きにわたり、改善を重ね前進してきていることから、本陳情に対し、教育民生常任委員会においては、段階的に賃金は改善されてきており、また最低賃金においても、地域格差のある現状において、全国を適用地域とした特定最低賃金を新設することは考えづらい面があるとして、不採択とすべきとしたところであります。同様の観点から教育民生常任委員長の報告どおり、不採択とすべきとの立場からの討論といたします。

○議長(三浦秀雄君) ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。

委員長報告は、不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の 諸君の起立を求めます。

繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(三浦秀雄君) 起立少数であります。よって陳情第11号は、不採択とすることに 決定いたしました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第45、陳情第12号ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって陳情第12号は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第46、陳情第13号若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。初めに、6番佐々木隆一君。

【6番(佐々木隆一君)登壇】

○6番(佐々木隆一君) 陳情第13号若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求め る意見書提出についての陳情は、採択すべきとの立場から討論します。

今年の6月、金融庁の金融審議会が、厚生年金だけでは足りないから、2,000万円の 老後資金が必要という報告書を出したことが、国民に衝撃を与えました。

年金は100年安心という政府与党の宣伝がうそで、自己責任で老後資金を準備しない と生活できないと政府の報告書が認めたのであります。

国民の怒りが噴出する中、安倍政権は報告書を受け取らないという態度をとっていますが、いくら受け取りを拒否したところで、年金が足りないという事実は変わりません。

自公政権が言う100年安心の中心は、マクロ経済スライドという年金水準を減らし続ける仕組みで、実際、安倍政権の7年間で年金は実質6.1%も減らされたのであります。

さらに安倍首相は、共産党志位委員長との党首討論で、マクロ経済スライドについて 追求を受ける中で、この仕組みが続けば、2040年代には7兆円の年金が削減となること を、みずから明らかにしました。

現在でも、月額6万5,000円の基礎年金の満額から3割、月2万円もカット、4万5,000円にされてしまいます。

マクロ経済スライドは、年金収支を安定させるという名目のもと、毎年度の年金の改定率を低く抑えることで、年金を目減りさせていく仕組みで、若い人ほど削減幅は大きくなります。

今の年金は、年収1,000万円が上限で、それ以上の年収があっても、例えば2,000万

円、1億円であっても保険料は95万5,000円であります。収入に対する負担率は、本人 負担で9.15%、年収1億円だと0.95%になります。

こうした保険料の低過ぎる上限額によって、事実上の徴収免除となっている保険料は 2兆円を超えます。ここにメスを入れ、健康保険と同じ2,000万円まで引き上げれば、 1.6兆円もの保険料収入がふえます。

年金積立金は、厚生年金、国民年金、共済年金合わせて200兆円に上り、給付費の4年分に上ります。ヨーロッパ諸国の年金積立金は、ドイツが給付費の1.6カ月分、イギリスが給付費の2カ月分、フランスが1カ月未満などで、日本のため込みは異常であります。

ところが、安倍政権は積立金をふやし続けています。しかも、安倍首相は外国人投資家に、日本株買いを呼びかけるなど、年金積立金を株価つり上げの道具に使うことを表明し、その結果、年金資金の株式市場への投入枠は20兆円も拡大し、GPIF年金積立金管理運用独立行政法人と日銀が株価を買い支えるという異常な事態が続いております。

国民の財産である年金資金を、アベノミクスの成果を演出するために利用し、リスクにさらすなど、言語道断。

積立金を計画的に取り崩し、高齢化のピークの2050年代をめどに計画的に活用させなければなりません。

また、年金の支え手である現役労働者の賃上げと非正規雇用の正社員化で保険料収入と加入者をふやし、年金財政を安定化させることこそ、最も基本的な対策でしょう。

安倍政権は、現在65歳の年金支給年齢を、67から68歳、果ては70歳以上に先送りする との思惑もあるようですが、これ以上引き上げさせないことも重要であります。

若い人も高齢者も安心して暮らせる年金制度をつくる必要があります。

以上であります。

○議長(三浦秀雄君) 次に、14番長沼久利君の発言を許します。14番長沼久利君。

【14番(長沼久利君)登壇】

○14番(長沼久利君) 皆さん、お手元の陳情第13号、お目通しをいただきたいと思います。

私は、陳情第13号若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出についての陳情に反対の立場で討論いたします。

公的年金制度は、現役世代が納めている保険料を高齢者世代の年金として支給する世代間扶養で成り立っています。マクロ経済スライドは、少子高齢化が進みますと、現役世代1人が支える高齢者の人数がふえ、給付と負担のバランスが崩れ現役世代などの保険料負担が重くならないように、年金給付額の伸びを抑える仕組みであります。

デフレが続く中で発動は2度にとどまっていますし、2016年の制度改正ではデフレ下でも見送られ、その経緯の中でデフレが解消された際に、過去の凍結分を実施するキャリーオーバーの仕組みが実施されているわけでもあります。

また、最低保証年金制度については、滞納者であっても受給資格期間さえ満たされれば、一定額の年金を受給できることになり、受給資格期間を超えて保険料を納付する意欲に対する悪影響が懸念されるわけであります。モラルハザードはどうなるのでしょう

か。大変心配しています。

年金積立金管理運用につきましては、独立行政法人GPIFが卵を一つのかごに盛るなという言葉を引き合いに出しながら、性質や値動きの異なる複数の資産に分散して運用すること、それによって安定的な運用成果を目指しながら取り組んでいるところであります。

運用はおおむね好調で積立金残高は、平成29年度時点で164兆円余り、株式市場投資が始まって以来の利益は、56兆7,000億円に上ると言われています。

確かに、平成30年10月~12月期、四半期ベースで過去最大になる赤字は出しましたが、実質的な運用利回りは最低限の1.7%を大幅にクリアしているというのも事実であります。

また、毎月支給についてでありますが、現在は日本年金機構で一括して事務処理を 行っているようでありますが、それが7,158万件ということであります。毎月の支給に なりますと、事務手数料や振り込み手数料、人件費等の経費が増大することが懸念され ています。一体誰が負担するのでしょうか。無責任極まりない要求にしか思えません。

結びに、極めつけは、この陳情の冒頭に若い人も云々と書かれていますが、若い世代の負担側のことについては一切触れられていません。

以上のようなことから、整合性が保たれない陳情第13号につきましては、議員各位の 賛同をいただきながら、反対すべきものという立場からの討論といたします。

○議長(三浦秀雄君) ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。

委員長報告は、不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の 諸君の起立を求めます。

繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(三浦秀雄君) 起立少数であります。よって陳情第13号は、不採択とすることに 決定いたしました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第47、陳情第14号国の責任で、お金の心配なく、安心して暮らせる社会を実現させるため社会保障制度の拡充を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。初めに、5番今野英元君。

【5番(今野英元君)登壇】

○5番(今野英元君) 陳情第14号国の責任で、お金の心配なく、安心して暮らせる社会 を実現させるため社会保障制度の拡充を求める意見書提出についての陳情に、賛成、採 択すべきとの立場から討論いたします。

日本国憲法第25条は、生存権、国の社会保障的義務を明記しております。第25条第1項は、全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、いわゆる生存権を明記しております。

同条第2項では、国は全ての生活部面に社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び 増進に努めなければならないと規定しております。

この同条第2項に国はと主体がはっきりと明記されている、これは注目すべきところであります。そして、国はには、都道府県や市町村などの自治体も含まれるということであります。つまり、国の社会福祉、社会保障における責任がはっきりと明記されているのであります。

ここで、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の主体は国民であり、この権利を 保障するのは国・自治体ということになります。

社会保障制度の体系として、主要な4つの制度があります。

1つ目は、公的扶助としての生活保護、2つ目が、社会保険としての医療保険、年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険の5つの保険があります。

3つ目の社会福祉では、身体障害者福祉、知的障害者福祉、老人福祉、児童福祉、母 子福祉などがあります。

4つ目の公衆衛生では、母子保健、食品衛生などがあります。

この陳情書の中でも、社会保障制度の改善として、患者、介護利用者の負担増計画を やめること、高過ぎる国保税を下げることや後期高齢者医療の医療費窓口負担2割を行 わないなどの6点を上げております。

さきに述べたとおりに、社会保障制度の主要な4制度、これ全部項目で13項目になりますけれども、これらの項目1つずつ問題点を挙げて批判を行うということは、大変時間がかかることですから、社会保障制度の根幹をなす医療に関して問題点を明らかにしたいと思います。

これ陳情第15号は採択すべきとされているんですね。公立・公的病院の再編、統合は 行わない、これが採択ということは、非常に私は意義があることだと思っています。

これから話しする意見は、この件に関してであります。

陳情にもあるとおりに、厚生労働省は9月26日に全国1,455の公立・公的病院のうち424の病院を名指しして病院の病床削減、要するにベッドを削減、そして再編、統合を発表しております。

その内容は、陳情書にも書いてあるとおりに、がんや救急医療など9項目の診療実績が特に少ない病院、2つ目は、似た病院が車で20分以内にある。こういう病院で再編、統合をするということであります。

再編、統合をしない場合には、2020年3月、再編、統合する場合は2020年9月までに 結論を出すよう、都道府県に求めております。

これは、公立と民間合わせて現在の入院基本料算定病床看護基準、患者7人に対して 看護師1人という36万床のベッド数を2025年まで18万床、半減するという財界の意向を 安倍首相が受けたものであります。

まずは地域医療の中核を担う公立・公的病院を手始めに、民間病院も着実にベッド数

を削減するとしています。

これは今から4年前、医療費削減のために病床を減らす地域医療構想というものがありました。これ病院で亡くなる方が8割、自宅で亡くなる方が2割という当時の状況を在宅看取りという介護保険を利用した在宅看取りで、病院で亡くなる方が5、在宅で亡くなる方を5にしようという、そういう構想でしたけれども、政府の思惑どおりに病床が減らなかったという背景があります。

今必要なのは、誰もが自分の暮らしている地域で必要な医療を受けられるようにする ということであります。

医師が都市部に集中して地方の医師不足、医師の高齢化が以前から言われております。

病床を減らすのではなくて、医師をふやしていくことが、住民の命と健康を守ることで、そのためには過重労働と言われている医師の労働条件の改善が必要なことは当然のことであります。

今回の厚生労働省が行おうとしている全国一律の地方の声を無視した再編、統合こそ、現在の日本の社会保障制度のあり方を端的にあらわしているものだと思います。

まさに国が国民の健康、命に対して責任を放棄したのではないかと思うほどであります。どうぞこの陳情第14号賛成していただくようにお願いして、私の討論を終わります。

○議長(三浦秀雄君) 次に、21番湊貴信君の発言を許します。21番湊貴信君。

【21番 (湊貴信君) 登壇】

○21番(湊貴信君) 私は陳情第14号国の責任で、お金の心配なく、安心して暮らせる 社会を実現させるため社会保障制度の拡充を求める意見書提出についての陳情に対し、 不採択とすべきとの立場から討論をいたします。

社会保障制度は、社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衡生の4つの柱で成り立っており、私たちの日々の生活に何かあったときに支えとなる大事な制度と理解をしています。

また、人口減少や少子化、高齢化が猛スピードで進む中、制度の見直し、特に拡充を望む声がふえているのも想像に難くありません。

ただ一方で、制度の拡充や安定化のためには財源の確保が重要であり、いざというときの生活をみんなで支えるという制度の基本的な考え方に基づけば、税の改革と一体で取り組まなければならないことであり、制度の拡充と税負担をどちらか一方で語ることはできないと考えています。

また、大型開発、特に社会資本整備などについても、災害への対策を含め、効果的に、効率的に整備していく必要があり、その財源を減らし大幅に社会保障予算へ向けるべきとの考えにも多少無理があると考えています。

また、不公平な税制を正すことと陳情理由にありますが、所得水準など支払い能力に応じた保険料額の設定などにより、収入が多い人はより多くを負担して社会保障制度を支える、という公平性も、ある一定の水準で保たれているとも認識しており、以上のことから陳情第14号は総務常任委員長の報告のとおり、不採択とすべきとの立場から、議員各位の御賛同をお願いし討論といたします。

○議長(三浦秀雄君) ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。

委員長報告は、不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の 諸君の起立を求めます。

繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(三浦秀雄君) 起立少数であります。よって陳情第14号は、不採択とすることに 決定いたしました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第48、陳情第15号地方における公立・公的病院の置かれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって陳情第15号は、採択することに決 定いたしました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第49、継続審査についてを議題といたします。

陳情第9号秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情については、総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第111条の規定により継続審査の申し出がありました。

この際、討論の通告がありますので、これを許します。初めに、6番佐々木隆一君。

【6番(佐々木隆一君)登壇】

○6番(佐々木隆一君) 陳情第9号秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を 求める陳情は、継続審査でなく、今定例会で議論していただきたいとの立場で討論いた します。

秋田市新屋への地上イージス配備反対、私はこういう立場から、市当局へも私なりの 意見を述べつつ一般質問を展開しました。

結論から申し上げれば、軍事や軍備増強からは平和な社会は生まれず、憲法 9 条の条 文を真に生かした運動こそ、一番大事なのだということであります。 安倍政権が導入を狙う陸上配備型迎撃ミサイルシステムイージス・アショア配備候補 地の一つ、秋田市新屋ですが、住民の意見を無視した国の強行策に対し、7月の参議院 選挙で地上イージス配備反対を公約に掲げた秋田選挙区野党統一候補の寺田静さんが与 党候補を下し、県民の意志が明確に示されたのであります。

怒りは県内全域に広がり、県内25市町村議会のうち多くの議会で配備反対の請願、陳 情を採択しています。

新屋の近くに住む私の友人は、秋田市議会に対しこういう感想を述べております。秋田市議会に子供のような議員がいてびっくりした。自分の意見を決められず、防衛省の調査、指示待ちだけの議員である。いつまで注視しているのか、自分の主体的な意見はないのか、いい大人が情けない。私たちの貴重な一票が、このような判断できない議員を生んでしまったのは痛恨の極みである。判断する能力がないのであれば、潔く議員辞職すべきである。県内のほかの市町村の議決では、地元秋田市議会が継続審査だからと彼らの継続審査の言いわけに使われるからであると憤慨しています。

12月11日付秋田魁新報は、イージス新屋配備見直し、地元理解困難と報道しました。 複数の政府関係者が明らかにしたようであります。菅官房長官は、新屋への配備を断念 した事実もないと述べましたが、新屋への配備見直しの報道を否定しませんでした。

イージス・アショアの配備は、2年前の12月の閣議決定で安倍内閣が、北朝鮮の核ミサイル開発を理由に、地上イージス2基6,600億円を突如決定したのです。安倍政権による9条改憲策動のもと、米国の戦争に日本が全面参戦する態勢づくりのため、際限のない大軍拡への本格的な一歩を踏み出す極めて危険な軍事予算案だったのであります。

アメリカのトランプ大統領の言うがままに兵器の爆買いをし、戦争する国づくりを推 進する軍拡路線を抜本的に転換することが必要でしょう。

防衛省は現在、青森、秋田、山形3県の計19カ所を対象に再調査しており、来年3月まで適地を選びたいとしていますが、その中で由利本荘市4カ所、にかほ市3カ所が入っています。新屋演習場とて、決して人ごとではないのであります。まして、本市市内が適地とされ強行されるおそれもあります。

来年、2020年度軍事費の概算要求は、過去最大の5兆3,223億円、安倍政権は10月から消費税増税10%にし、さらに財界は15%、17%と言っており、庶民増税の一方でアメリカ言いなりでイージス・アショアなど、米国製兵器の大量購入を続けています。

先般の台風被害を初め、毎年のように震災や豪雨災害が国内を襲っています。戦争は 外交で回避することができますが、自然災害は避けることができません。国民の命と財 産を守るというならば、防災と暮らしへの応援にこそ税金を使うべきであります。

秋田には、誇るべき人と緑と水の豊かさがあり、それを育んできた先人たちの知恵と 勇気があります。子々孫々のために、平和で豊かな秋田の地を守り抜きたいと考えるも のであります。

繰り返します、由利本荘市内、にかほ市内が適地とされるおそれもあります。そのようになる前に、本市議会としてもきっぱりと判断することが必要でしょう。 以上です。

○議長(三浦秀雄君) 次に、13番伊藤順男君の発言を許します。13番伊藤順男君。

【13番(伊藤順男君)登壇】

○13番(伊藤順男君) 陳情第9号秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を 求める陳情に対し、総務常任委員長報告のとおり継続審査にすべきとの立場で討論をい たします。

私は国、県、市町村の政策、あるいは企業等の経営を含む全てにおいて、理想と現実 をどう調和させるかが最も大事なことと考えます。

例えば、前段で討論があった陳情第14号においては、国の責任でお金の心配なく安心して暮らせる社会を実現させるための社会保障の拡充を求めるというものでありますが、理想は大いに追求すべきでありますが、自己責任、自己決定の原則にのっとり、社会全体の仕組みや財政状況等照らし合せた場合、行財政のバランスに欠ける感があります。

とりわけ行政においては、理想を掲げながらも現実と向き合いながら、継続性を持って行財政運営に当たることで市民の信頼に応えていくことが基本と考えます。

さて、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情において、理想 と現実ということに照らし合わせて考えると、秋田市新屋は言うに及ばず、全国各地に おいても地上イージス配備は必要ないとするのが理想とするところでないでしょうか。

また、世界の各国との関係においては、国際連合や外交等を通じ、話し合いで国際的 諸課題を解決する。こうしたことで武力による争いをなくす、これもまた大いなる理想 であります。

ただいま佐々木隆一議員の討論において、軍事、軍備からは平和は生まれないというような討論がありました。私もそのように思います。

しかしながら、世界の平和は、まことに残念でありますが、世界規模における軍事力の均衡によってその平和が保たれている、これが現実であります。

また、日本の場合、世界第3位の経済大国という責任において、日米安全保障条約の 堅持、これはある意味では日米経済同盟というようなこととイコールと、こういうこと を基軸に、国力や国情に応じ、自衛のための必要最小限度において、効率的に防衛力を 整備する、こうした整備努力によって世界の平和に貢献していく、これも現実的な考え 方ではないでしょうか。

ただいま申し上げました理想と現実において、陳情第9号においては、イージス・アショア建設場所が学校や住宅密集地に近いということは理解するものの、国の防衛については、高度な政治判断が必要との観点。また、現在、国においては秋田市新屋が適地に値するかなどの再調査をしていること、あわせて、地元である秋田市議会においては、この種の陳情等について継続審査等の経緯もあり、結論を出すのは時期尚早との観点から、陳情第9号は、総務常任委員長報告のとおり、継続審査にすべきとの立場から、議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。

○議長(三浦秀雄君) ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(三浦秀雄君) 起立多数であります。よって陳情第9号は、継続審査とすること に決定いたしました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第50、継続審査についてを議題といたします。

陳情第16号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出についての陳情については、教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとし、会議規則第111条の規定により継続審査の申し出がありました。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって陳情第16号は、継続審査とすることに決定いたしました。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するための議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休 憩

.....

午後 2時33分 再 開

○議長(三浦秀雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情第10号に係る委員会発 案第6号及び陳情第15号に係る委員会発案第7号の2件を、日程に追加することといた しました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしております 委員会発案第6号及び委員会発案第7号の2件を、日程に追加することに決定いたしま した。

○議長(三浦秀雄君) 日程第51、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。

委員会発案第6号及び委員会発案第7号の2件については、会議規則第37条第3項の 規定により、提案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって、委員会発案第6号及び委員会発 案第7号の2件は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第6号及び委員会発案第7号の2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって、委員会発案第6号及び委員会発 案第7号の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

- 181 -

○議長(三浦秀雄君) 日程第52、委員会発案第6号医師養成定員を減らす政府方針の見 直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって委員会発案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長(三浦秀雄君) 日程第53、委員会発案第7号地方における公立・公的病院の置かれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって委員会発案第7号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、 数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任された いと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。 重ねてお諮りいたします。

各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これ に御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(三浦秀雄君) 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長(三浦秀雄君) 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、全て終了いたしました。

去る11月29日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、令和元年第4回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。 大変御苦労さまでした。

午後 2時38分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 三 浦 秀 雄

議員 今野英元

議員 佐々木隆 一